

原議保存期間	30年(平成58年3月31日まで)
有効期間	一種

庁内各局部課長
各附属機関の長 殿
各地方機関の長
各都道府県警察の長

警察庁丁総発第121号
平成28年2月12日
警察庁長官官房総務課長

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する
法律の施行等について（通達）

第186回国会において成立し、平成26年6月13日に公布された行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「新行審法」という。）及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号。以下「整備法」という。）については、行政不服審査法の施行期日を定める政令（平成27年政令第390号）により本年4月1日から施行することとされている。

新行審法等の施行に当たり、警察において特に留意すべき事項等は下記のとおりであるので、各位にあっては対応に遺漏のないようにされたい。

記

1 新行審法関係

(1) 審査請求をすべき行政庁（第4条関係）

従来の行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「旧行審法」という。）においては、不服申立ての種類として主に審査請求と異議申立てが定められ、審査請求については原則として処分庁又は不作為庁（以下「処分庁等」という。）の直近上級行政庁に対して、異議申立てについては処分庁等に対して行うこととされていた。

この点、新行審法においては、異議申立てが廃止され、不服申立ての種類が原則として審査請求に一元化されるとともに、審査請求をすべき行政庁について、法律等に特別の定めがある場合を除き、次のとおりとされた。

ア 処分庁等に上級行政庁がある場合

当該処分庁等の最上級行政庁

イ 処分庁等に上級行政庁がない場合

当該処分庁等

これにより、処分庁等が国家公安委員会、警察庁長官、附属機関の長又は地方機関の長の場合は国家公安委員会が、処分庁等が都道府県公安委員会、方面公安委員会、警視總監若しくは道府県警察本部長、方面本部長又は警察署長の場合は都道府県公安委員会が、原則として審査庁となることとなった。

なお、「法律等に特別の定めがある場合」の例としては、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「犯罪被害者支援法」という。）の規定による処分又は不作為に対する審査請求の場合、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴

力団対策法」という。)第3条又は第4条の規定による指定に対する審査請求の場合(いずれも国家公安委員会が審査請求先とされている。)等がある。

(2) 審理員(第9条関係)

新行審法においては、処分に関する手続に関与していない等一定の要件を満たす職員が審査請求の審理手続を行うことを法律上担保し、審理の公正性及び透明性を高めることにより、審査請求人の手続的権利を保障するとともに、従前以上に行政の自己反省機能を高め、国民の権利利益の救済及び行政の適正な運営を確保することを目的として、審理員制度が導入された。

この点、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が審査庁である場合においては、本制度が適用除外とされている(新行審法第9条第1項)ところであるが、国家公安委員会及び都道府県公安委員会による審理に当たっては、処分に関する手続に関与した職員以外の職員がこれを補佐することとするなど、新行審法の趣旨を踏まえた適切な対応に留意すること。

また、口頭意見陳述の場における参加人の意見の聴取等、新行審法第9条第4項に掲げられている手続については、審査庁がその職員に委任することが認められているところ、これらの権限が委任される職員については審理員と同様の除斥事由が法定されていることから、適切に職員を選任すること。

なお、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が審査庁である場合においては、新行審法別表第一の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとし、新行新法第17条、第40条、第42条及び第50条第2項の規定は適用しないこととされている(新行審法第9条第3項)。

(3) 標準審理期間(第16条関係)

審査庁となるべき行政庁は、審査請求がその事務所に到達してから当該審査請求に対する裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、当該審査庁となるべき行政庁の事務所における備付け等の適当な方法により公にしておくこととされた。

なお、標準審理期間の設定等については、別途通達するところによること。

(4) 審査請求期間(第18条関係)

審査請求期間について、旧行審法第14条第1項における60日から3月に延長された。

(5) 弁明書等の提出(第29条及び第30条関係)

旧行審法においては、同法第22条(弁明書の提出)及び第23条(反論書の提出)の規定について、異議申立ての場合に適用除外とされていた。また、審査請求の場合であっても、審査庁が処分庁に対して弁明書の提出を求めることは義務付けられていなかった。

これに対し、新行審法においては、審査庁は、審査庁が処分庁等以外である場合にあつては処分庁等に対して弁明書の提出を求め、審査庁が処分庁等である場合にあつては相当の期間内に弁明書を作成するとともに、提出又は作成された弁明書を審査請求人及び参加人に送付しなければならないこととされた。

また、審査請求人及び参加人から提出された反論書及び意見書についても、審査庁は、他の審理関係人に送付しなければならないこととされた。

(6) 審査請求人等による提出書類等の閲覧等（第38条関係）

審査請求人又は参加人が審理手続において閲覧を求めることができる対象について、処分庁等から提出された書類その他の物件（旧行審法第33条等）に加え、処分庁等以外の所持人から提出された書類その他の物件も含まれることとされた。また、審査請求人又は参加人は、これらの書類その他の物件について、閲覧に加え、写し等の交付も求めることができるものとされた。

(7) 審理手続の終結（第41条関係）

審査庁は、審理手続を終結したときは、速やかに、審理関係人に対し、審理手続が終結した旨を通知するものとされた。

(8) 適切な教示等（第82条及び第83条関係）

新行審法においては、不服申立ての種類や不服申立先の変更、不服申立期間の延長等が行われていることから、当該改正の内容に則し、適切な教示を行うこと。

(9) 不服申立てをしようとする者等への情報の提供（第84条関係）

新行審法においては、不服申立てにつき裁決等をする権限を有する行政庁は、不服申立てをしようとする者又は不服申立てをした者の求めに応じ、不服申立てに必要な情報の提供に努めなければならないとされた。

(10) 裁決等の内容等の公表（第85条関係）

不服申立てにつき裁決等をする権限を有する行政庁は、当該行政庁がした裁決等の内容その他当該行政庁における不服申立ての処理状況について公表するよう努めなければならないこととされた。

なお、裁決等には、不服申立人の氏名等、一般に公表することが適当でない部分が含まれることから、裁決等の内容の公表に当たっては、審理関係人の個人情報等の保護等にも留意すること。

(11) 新行審法の規定の適用に関する事項（附則第3条関係）

新行審法の規定は、その施行後にされた行政庁の処分又はその施行後にされた申請に係る不作為についての不服申立てについて適用されることから、審査請求に関する教示等に当たり留意すること。

2 整備法関係

(1) 行政手続法の改正

整備法第54条の規定により、行政手続法（平成5年法律第88号）が改正され、聴聞を経てされた不利益処分についての異議申立ての制限について定めた現行の行政手続法第27条第2項が削除された。これにより、上級行政庁がない処分庁によって聴聞を経てされた不利益処分であっても、整備法の施行後は、当該処分庁を審査庁とする審査請求が可能となった。

(2) 不服申立前置

整備法において、いわゆる不服申立前置（法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこと

とされるものをいう。)の廃止等が行われている。

これに対し、犯罪被害者支援法、暴力団対策法及びオウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成20年法律第80号)については、いずれも不服申立前置が存置されているので留意すること。

3 その他

本年2月12日、行政不服審査法の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則(平成28年国家公安委員会規則第2号。以下「整理規則」という。)が別添1のとおり公布されるとともに(新旧対象条文については別添2参照)、行政不服審査法の施行に伴う関係警察庁訓令の整備に関する訓令(平成28年警察庁訓令第2号。以下「整備訓令」という。)が別添3のとおり制定された。整理規則及び整備訓令は、旧行審法の法律名を引用するなどしていた国家公安委員会規則及び警察庁訓令について所要の用語の整理等を行うものであり、本年4月1日から施行されることから、併せて通知する。

整理規則第1条及び第3条の規定により、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則(昭和55年国家公安委員会規則第6号)様式第4号及び様式第5号並びにオウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律施行規則(平成20年国家公安委員会規則第20号)様式第2号及び様式第3号が改められたことから、各位にあっては使用する様式に誤りのないようにすること。

なお、「警察庁長官等に対する不服申立てに関する訓令の制定について」(平成13年3月30日付け警察庁丙総発第21号)は廃止する。